

公益的な活動を行う民間団体に関する栄典授与の状況

平成 28 年 3 月 16 日
内閣府賞勲局

1. 授与数について

【公益法人や特定非営利活動法人の役員への叙勲】

- (1) 公益法人や特定非営利活動法人は、活動目的を「公益」や「不特定多数の利益」とする法人であるが、叙勲の授与数は少ない。

*各種団体の役員への叙勲の内訳 (H27 秋)

法人の種類	件数
公益社団法人・公益財団法人	22 (5.9%)
一般社団法人・一般財団法人	67 (18.0%)
旧民法に基づく社団法人・財団法人	99 (26.6%)
社会福祉法人	3 (0.8%)
学校法人	7 (1.9%)
特定非営利活動法人	0 (0%)
その他の個別法に基づく法人 (商工会議所、農業協同組合、生活衛生同業組合、弁護士会など)	134 (36.0%)
任意団体	43 (11.6%)
計	372

(注1) 各団体役員としての功績が主たる功績となっている件数をカウントしている。(他に主たる功績がある受章者は、上記各団体役員としての功績があってもカウントしていない。)

(注2) 社会福祉法人や学校法人については、法人役員への叙勲よりも、福祉や教育に直接携わる施設長や学校長へ叙勲される例が多い。

*団体役員への叙勲の評価基準 (H15 年閣議決定「勲章の授与基準」) :

職種別、業種別の団体その他の公益性を有する各種団体の役員(以下「団体役員」という。)を務め公益に寄与した者の功績の評価に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(ア) その者の当該団体における役割及び活動内容

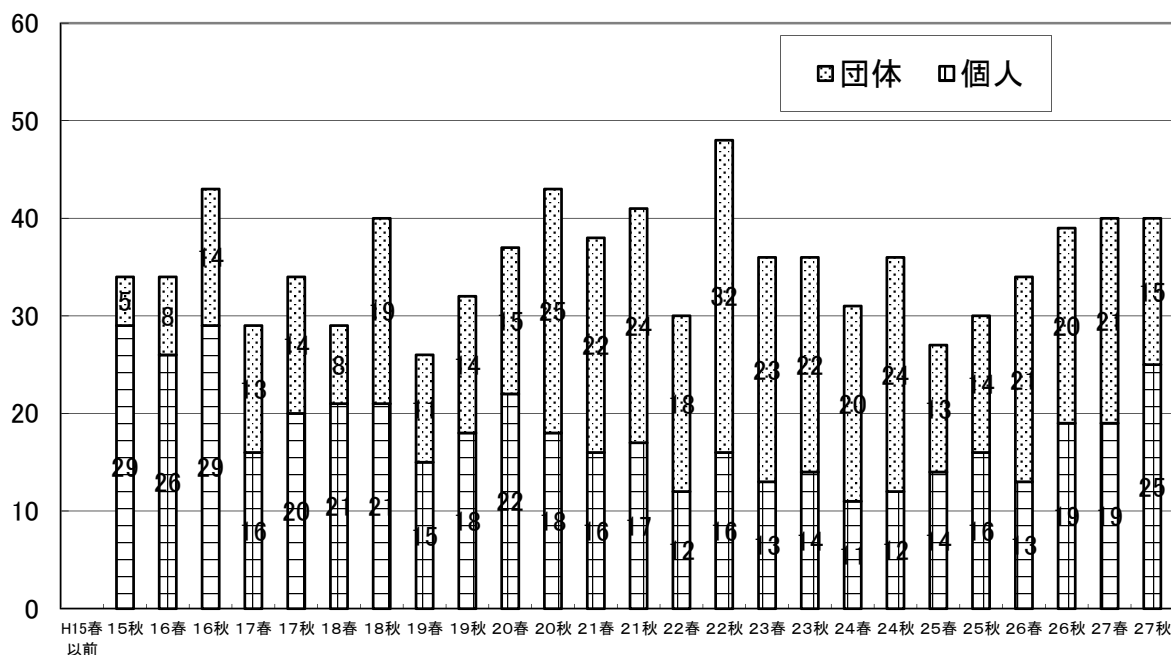
(イ) 当該団体の活動の範囲、重要性及び与える影響の大きさ

【団体や若者への褒章授与】

- (2) 叙勲は個人のみを対象としているが、褒章は団体へも授与できる。
また、褒章は年齢にかかわらず、若者にも授与可能。

*緑綬褒章の授与状況

人、団体



*平成 27 年秋 褒章受章者 年齢別統計

年齢	受章者数	構成比	年齢	受章者数	構成比
15-19 歳	0	-	70-74 歳	178	23.1%
20-29 歳	2	0.3%	75-79 歳	167	21.7%
30-39 歳	0	-	80 歳以上	69	8.9%
40-49 歳	4	0.5%	(小計)	(414)	(53.7%)
50-59 歳	54	7.0%			
60-69 歳	281	36.5%	団体	15	1.9%
(小計)	(341)	(44.3%)	合計	770	-

2. 紺綬褒章の在り方について

【授与件数は減少傾向】

- (1) 寄附税制の改正、寄附月間の開始など寄附文化の広がりに向けた社会の動きの反面、紺綬褒章の授与件数は減少傾向にある。

***褒章条例（明治14年太政官布告第63号）：**

紺綬褒章 右公益ノ為私財ヲ寄附シ功績顕著ナル者ニ賜フモノトス

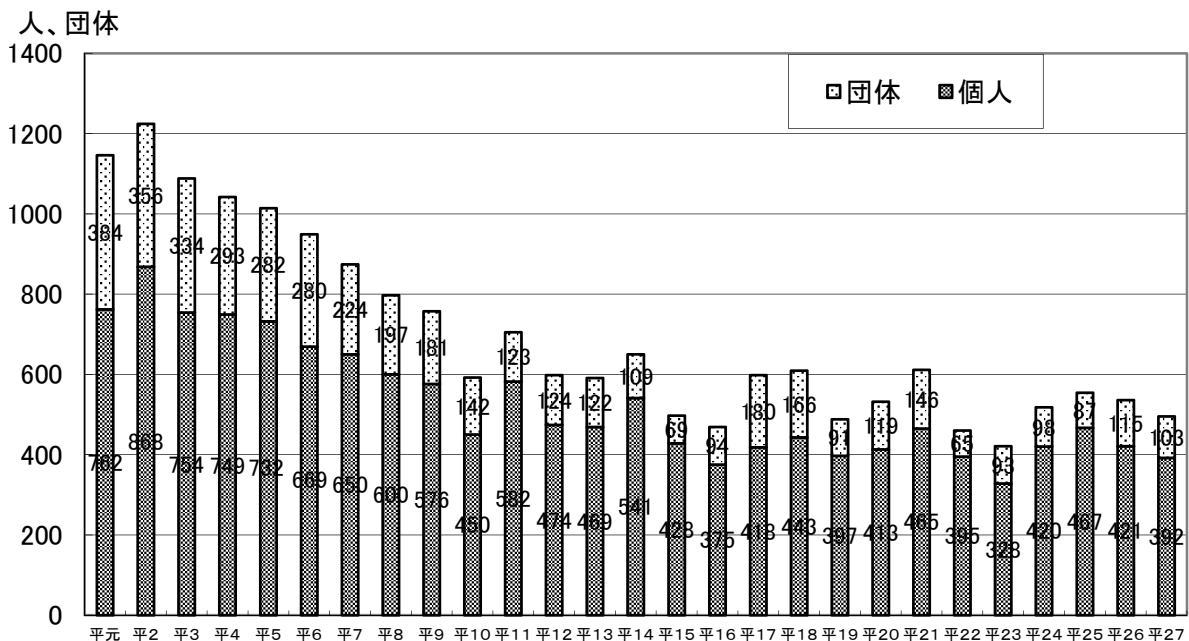
***紺綬褒章の授与基準（昭和55年11月28日閣議決定）：**

個人 500万円、法人（褒状）1000万円（昭和56年～）

***紺綬褒章・褒状の授与件数の推移**

	H元年	H6年	H11年	H16年	H21年	H26年	H27年
紺綬褒章	762	669	582	375	465	421	392
褒状	384	280	123	94	146	115	103

***紺綬褒章の授与状況**



【紺綬褒章の対象となる寄附先】

(2) 紺綬褒章の対象となる寄附の客体は、国、地方公共団体のほか、内閣府への認定申請に基づき9府省の86公益団体が指定されているが、現在未指定の公益法人等を積極的に公益団体として指定していくことを検討すべきではないか。

***紺綬褒章の対象となる寄附の客体：**

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 公益団体（内閣府への認定申請に基づき9府省庁の86団体を指定）
（国立大学法人41団体、公益法人22団体、独立行政法人9団体、
社会福祉法人3団体など）

***紺綬褒章の寄附の客体別内訳：**

	H25年	H26年	H27年
国	1	0	0
地方公共団体	354	356	338
公益団体	198	182	159

***寄附をした場合に税制上の優遇が受けられる公益法人等の範囲**

(所得税法施行令 217 条に定める特定公益増進法人など)：

公益社団・財団法人、学校法人、更生保護法人、社会福祉法人、独立行政法人、日本赤十字社、認定特定非営利活動法人 など

【分納による寄附の取扱い】

- (3) 紺綬褒章においては、あらかじめ分納の申し出があり、かつ、分納の期間が3年以内の場合に限り分納を認める取扱いとしているが、寄附を受けた団体が寄附を受けたことを確認できる場合には、期限の定めなく分納を対象としてよいのではないか。

***紺綬褒章における分納の取扱い：**

昭和 51 年以前は期限の制限なく分納を認めていたが、授与件数の増加等を踏まえて見直しが行われ、現在の取扱いとなった。

【ふるさと納税の寄附の取扱い】

- (4) ふるさと納税は、都道府県・市区町村に対する寄附であるため、紺綬褒章の対象となっているが、平成 28 年度から創設される企業版ふるさと納税については紺綬褒章(褒状)の対象から除外してはどうか。

***ふるさと納税制度について(平成 20 年度～)：**

都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附(ふるさと納税)額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。

都道府県・市区町村に対する寄附は全て地方税法上のふるさと納税となることから、全て紺綬褒章の対象としている。

***企業版ふるさと納税制度について(平成 28 年度(予定)～)：**

地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附(ふるさと納税)をすると、寄附(ふるさと納税)額の約 30%が法人事業税、法人住民税、法人税の法人 3 税から税額控除される。

道府県・市町村に対する寄附のうち特定の事業に対する寄附だけが対象であるため、企業版ふるさと納税と自治体へのその他の寄附を区別することが制度上可能と考えられる。